

当院の施設基準等に関する揭示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療をおこなっている医療機関です

当院は九州厚生局に下記の施設基準を届出しております。

- 外来感染対策向上加算
- 医療 DX 推進体制整備加算
- 人工腎臓（慢性維持透析を行った場合 1）
- 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） 1
- 酸素の購入単価